

日本語・文化教育を受ける外国人に対する教育の実施に関する達を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 0 日

防衛大学校長 國分 良成

日本語・文化教育を受ける外国人に対する教育の実施に関する達

改正 令和 7 年 3 月 2 1 日防衛大学校達第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この達は、日本語・文化教育を受ける留学生に対する教育の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(日本語教育)

第 2 条 日本語・文化教育を受ける留学生に対して、教育訓練に必要な日本語学力を、1 年間に於いて養成する。

(日本文化適応教育)

第 3 条 日本語・文化教育を受ける留学生に対して、教育訓練に必要な日本文化、理系科目及び文系科目等に関する基礎知識を教育する。

(学級)

第 4 条 学級編成は、別表第 1 のとおりとする。

(学期)

第 5 条 学期は、別表第 1 のとおりとする。

(授業時限)

第 6 条 授業時限は、次のとおりとする。

第 1 時 限	第 2 時 限	第 3 時 限	第 4 時 限	第 5 時 限	第 6 時 限	第 7 時 限	第 8 時 限	第 9 時 限
0830 }	0915 }	1010 }	1055 }	1300 }	1345 }	1440 }	1525 }	1615 }
0915	1000	1055	1140	1345	1430	1525	1610	1700

(授業時間表)

第7条 授業時間表は、各学期の始まる前に定める。ただし、防衛大学校長（以下「学校長」という。）は、臨時に授業時間表の一部を変更することができる。

(授業科目及び授業時数)

第8条 授業科目及び授業時数は、別表第2を基準とする。

2 前項の授業科目並びに授業時数の履修区分及び授業要目は、学年度の始まる前に定める。

(授業の方法)

第9条 授業は、講義若しくは演習又はその併用により行う。

2 教育上必要があるときは、校外において授業を行うことができる。

(成績評定等)

第10条 成績評定は、次条に規定する評定者が日本語科目について日常の修学状況及び試験に基づき行う。

2 前項の試験は、先端学術推進機構長が教育上必要があると認めた場合に行う。

3 第1項の成績評定の結果は、上位からそれぞれ秀（A）、優（B）、良（C）、可（D）及び不可（F）の評語で表す。

(評定者)

第11条 評定者は、先端学術推進機構長の指定する教官とする。

(成績の提出及び通知)

第12条 評定者は日本語・文化教育を受けた留学生の成績を所定の用紙に記入し、学年末に先端学術推進機構長に提出する。

2 先端学術推進機構長は、前項の成績を学校長に報告の上、日本語・文化教育を受ける留学生及び当該留学生の所属国在京大使館に通知するものとする。

(欠課)

第13条 日本語・文化教育を受ける留学生が授業を欠課する場合には、先端学術推進機構長の定めるところにより、欠課を報告する。

(実施の細部事項)

第14条 日本語・文化教育の実施について必要な細部事項は、先端学術推進機構長の定めるところによる。

附 則

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

2 日本語教育を受ける外国人に対する教育の実施に関する達（平成2年防衛大学学校達第5号）は令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和7年3月21日防衛大学学校達第6号）

この達は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

学級編成・学期		
	学 期	
	前 学 期	後 学 期
学 級 編 成	4 学 級	4 学 級

※ ただし、学級編成は上記を基準とするが、教育上必要な場合は、学級数を増減することができるものとする

別表第 2（第 8 条関係）

授業科目・授業時数（基準）

授業科目 \ 授業時数	前 学 期	後 学 期	計
日 本 語	6 6 5	4 8 3	1 1 4 8
日 本 事 情	3 5	8 7	1 2 2
補 備 教 育 (理系科目及び 文系科目)	0	7 0	7 0
体 育	通 年		4 6
合 計			1 3 8 6